



2008年5月13日

各 位

会 社 名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代 表 者 取締役社長 若 林 純
(コード番号：8242 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 広報部長 高 橋 正 明
(TEL 06-6367-3181)

株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2008年6月24日開催予定の第89期定時株主総会（以下「本総会」）に「取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額及び内容決定」に関する議案を下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、新株予約権の具体的な発行及び割当は、下記について本総会において承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

1. 株式報酬型ストックオプションを導入する理由

役員報酬制度の見直しの一環として、年功的・固定的要素の強い役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することとし、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員については、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、その役割に応じて、当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与することにいたしました。

2. 議案の内容

昭和63年6月29日開催の第69期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を年額1億2,000万円以内といたします。

この株式報酬型ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行し、取締役（社外取締役を除く）に割り当てるものであります。なお、各新株予約権は、新株予約権を発行する日における公正価値により発行するものといたします。

本総会でご承認いただいた後は、毎年、本議案記載の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションのための新株予約権を発行することになります。

なお、現在の取締役（社外取締役を除く）の員数は9名であり、取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合にも、社外取締役を除く取締役の員数は9名となります。

取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、次のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

80個を各事業年度内に発行する新株予約権の上限とします。

- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式80,000株を、各事業年度内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。
なお、各新株予約権の目的である株式の数は1,000株とします。
ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合等、上記株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で株式数を調整することができるものとします。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とします。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内で、当社取締役会において定めるものとします。
- (5) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、上記（4）の期間内において、原則として当社の取締役、監査役、執行役員等のいずれの地位をも喪失した日の翌日から行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件につきましては、当社取締役会において定めるものとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) その他の新株予約権の内容等
新株予約権に関するその他の内容につきましては、当社取締役会において定めるものとします。

(ご参考) 当社取締役に対して発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のほか、当社取締役を兼務しない当社執行役員並びに当社子会社である株式会社阪急百貨店（本年10月1日付で株式会社阪神百貨店と合併予定）の取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、会社法の規定に基づき当社取締役会の決議により発行する予定です。